

令和六年三月二十九日公布

政令第九十七号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

六 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設
第二条に次の一号を加える。

十五 母子保健法第八条の二の規定により市町村から委託を受けて前条第六号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、母子保健法第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設を追加する等の必要があるからである。